

フードドライブ事業の実施について

1 目的

まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」を削減することにより、ごみの減量と未利用食品の有効利用を目的として実施する。

2 事業内容

家庭で利用しきれずに余っている食品等を区民から預かり、社会福祉協議会を通じて区内の子ども食堂や福祉団体等へ寄付する。

食品等を持ち寄った区民には、エコポイントを付与する。

3 対象とする食品

缶詰、乾物、乾麺、インスタント食品、レトルト食品、フリーズドライ食品、米、嗜好品（インスタントコーヒー、紅茶、緑茶など）、菓子類、飲料（アルコール類は除く）、調味料など

4 食品の条件

- (1) 家庭で利用しきれずに余っているもの（事業所等からの食品は除く）
- (2) 常温保存が可能なもの（冷凍、冷蔵が必要な食品は除く）
- (3) 賞味期限が2か月以上あるもの（賞味期限が「年月表示」の場合は、賞味期限は翌々月以降の食品）
- (4) 未開封で包装や外装が破損していないもの（瓶詰めや容器に移し替えたものを除く）
- (5) 原材料や賞味期限等の商品説明が日本語で記載されているもの

5 受付場所・時間

- (1) リサイクル展示室
年末年始（12月28日～1月3日）を除く毎日 午前8時30分～午後5時
- (2) 環境部環境課（区役所8階）
月曜日～金曜日（祝休日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

6 事業開始

令和2年4月1日